



令和8年度

指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

障がい者虐待防止について

高槻市 健康福祉部福祉事務所 福祉相談支援課





1 障害者虐待防止法について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
(平成24年10月1日施行)

障がい者の自立及び社会参加のため、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

【概要】

- 障がい者に対する虐待の禁止
- 虐待の予防及び早期発見に関する国の責務
- 障がい者の保護及び自立に向けた支援
- 養護者の負担の軽減を図る支援



2 障がい者虐待の定義



2 障がい者虐待の定義

- 養護者による虐待

「養護者」とは、障がい者の身の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている家族、親族、同居人等。（同居の有無は問わない）

- 障がい者福祉施設従事者等による虐待

「障がい者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法に規程する、障がい福祉サービスに係る業務に従事する者。（障がい児の通所サービスも含む）

- 使用者による虐待

障がい者を雇用する事業主（派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主を含む）または事業の経営担当者。（国及び地方公共団体は含まれない）



対象となる障がい者福祉施設・事業

障がい者福祉施設

障がい者支援施設、のぞみの園

障がい福祉サービス事業等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、就労定着支援、共同生活援助、一般相談支援事業、特定相談支援事業

移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業

障がい児通所支援事業、障がい児相談支援事業



3 障がい者虐待の種類



3 障がい者虐待の種類

区分	内容と具体例
①身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。 （例）平手打ち・殴る・蹴る・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけどや痣のできる暴行・車椅子やベッドに縛り付ける・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる・向精神薬を過剰投与し身体の動きを抑制する・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する等
②性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。 ※ 障がい者が表面上同意しているように見えても、本心からの同意かどうか慎重な判断が必要 （例）性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・裸の写真を撮る・わいせつな言葉や会話・わいせつな映像や写真を見せる等



区分	内容と具体例
③心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 （例）「馬鹿」「あほ」などの侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・罵る・子ども扱いする・意図的に無視する・仲間はずれにする・人格を貶めるような扱いをする・罰として「食事を抜く」「作業にいかせない」と脅す等
④放棄・放置 （ネグレクト）	障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 （例）食事や水分を十分に与えない・あまり入浴させない・汚れた服を着させる・排せつの介助をしない・つめや髪の毛が伸び放題・病院、学校に行かせない・福祉サービスを受けさせない・養護者以外の同居人や、施設の他の利用者、他の労働者による身体的・性的・心理的虐待の放置等（見て見ぬふりをする）等



区分	内容と具体例
⑤経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。 （例）年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・事業所、法人に金銭を寄付贈与するよう強要する・金銭財産等の着服・窃盗等（障がい者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する）



4 障がい者虐待防止の取組



4 施設等における虐待防止の取組み

(1) 日常的な支援場面等の把握（管理者による現場の把握）

- 管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握しておく。
- 利用者や職員、サービス管理責任者、現場のリーダーとのコミュニケーションを深め、話の内容に不適切な対応につながりかねないエピソードが含まれていないか、職員の配置は適切か等に注意を払う。
- グループホーム等地域に点在する事業所は管理者等の訪問機会も少なく、目が届きにくい場合もあるため、頻繁に巡回する等管理体制に留意する。



(2) 風通しのよい職場づくり

- 職員が不適切な対応に気が付いたときには、すぐに上司に相談し、職員同士で気兼ねなく指摘をしあえる職場づくりを意識する。
- どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議で話し合っ
て全職員で取り組めるようにする。
- 支援の悩みや苦労を職員が日頃から相談できる体制、職員が組織内で
オープンに意見交換し情報共有する体制を整備する。

☆悪いことだけではなく、良かったことにも目を向けてみてください☆



(3) 虐待防止のための具体的な環境整備

①事故・ヒヤリハット事例の報告

- ・「ヒヤリハット」報告の周知を行い、簡易的な報告になるよう工夫する。
- ・報告があったら、すみやかに事例を把握・分析し、適切な対策を講じる。

②虐待防止チェックリストの活用

- ・虐待防止委員会でチェックリスト作成する。
- ・チェックリストは管理者の立場、職員の立場それぞれによる複眼的なリストとする。



5 身体拘束の禁止について



5 身体拘束の禁止について

(1) 基本的な考え方

障害者虐待防止法には、

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待であると明記。

障害者総合支援に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等には、

「緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない」とある。

さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。



緊急やむを得ない場合とは・・・

【やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件】

切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

一時性：身体拘束その他の行動制限が、一時的であること



(2) 身体拘束を行うときの手順

①組織による決定

- ・ 個別支援会議などにおいて、組織として検討を行う。
- ・ 個人やその場の判断では行わない。

②個別支援計画に記載

- ・ 個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。
- ・ その際、身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一する。

③本人・家族への説明

- ・ 本人やその家族に十分に説明を行い、了解を得る。

④記録の作成

- ・ 身体拘束を行った場合は、その様態や時間、本人の心身の状況、やむを得ない理由など、必要な事項を必ず記録する。
※必要な記録がされていない場合は、運営基準違反に問われる場合があります。



6 研修に関する資料について



6 研修に関する資料について

○厚生労働省ホームページ

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 令和6年7月
「【別冊】職場内虐待防止研修用冊子」

「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の事例集」
令和4年3月

○全国社会福祉協議会ホームページ

「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」 令和4年1月



7 障がい者虐待の対応状況について



7 障がい者虐待の対応状況

～令和6年度 全国及び大阪府の状況～

() 内は令和5年度の状況

	養護者による障がい者虐待		障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待		使用者による障がい者虐待 (労働局の対応)	
	全国	大阪府	全国	大阪府	全国	大阪府
通報・相談・届出件数	11,656件 (9,972)	2,024件 (1,841)	5,870件 (5,618)	481件 (452)	1,593事業所 (1,512)	147事業所 (146)
虐待と判断した（または受けたと思われる）件数	2,503件 (2,283)	299件 (236)	1,267件 (1,194)	106件 (117)	434事業所 (447)	34事業所 (37)
被虐待者数	2,518人 (2,285)	299人 (236)	2,010人 (2,356)	129人 (207)	652人 (761)	33人 (37)



～令和7年度 高槻市の状況～

() 上段は令和6年度、下段は令和5年度の状況

	養護者による障がい者虐待	障がい者福祉施設従事者等 による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待
通報・相談・届出件数	63件 R6 (70) R5 (66)	28件 R6 (26) R5 (23)	0件 R6 (1) R5 (1)
虐待と判断した件数	18件 R6 (23) R5 (17)	8件 R6 (1) R5 (10)	0件 R6 (0) R5 (0)



(再掲) 令和7年度 障がい者福祉施設従事者等による虐待の詳細

サービス種別	虐待類型
就労継続支援B型	身体的虐待・心理的虐待
生活介護	心理的虐待
生活介護	心理的虐待
共同生活援助	経済的虐待
施設入所支援	身体的虐待
放課後等デイサービス	性的虐待
生活介護	身体的虐待
生活介護	身体的虐待



最後に

職員が虐待を発見したときには通報の義務があります。
何かありましたら下記連絡先にご相談ください。

高槻市障がい者虐待防止センター
(福祉相談支援課内)

TEL:072-674-7171 FAX:072-674-5135

ご清聴ありがとうございました。